

日本老年泌尿器科学会 会費規則

本会は、会則第 7 条の規定にもとづき、会員の会費規定を次のとおり定める。

第 1 条

会員の会費は、次の通りとする。

- (1) 正会員 年額 5,000 円 (2022 年度までは 3,000 円)
- (2) 賛助会員 年額 50,000 円
- (3) 名誉会員は、会費を納めることを要しない。

第 2 条

会費の納入は、年1回とし、1 月に年会費の請求が行われ、毎年度 3 月末日までに納付しなければならない。ただし会費に値上げ等の変動があった場合や被災などによる止むを得ない事情が生じた場合はこの限りではない。

2. 前項の規定にかかわらず、新規入会者は入会時に会費を納入するものとする。

第 3 条

当該年度の 3 月末までに会費の納入がなければ、会則第 10 条第 1 号の規定に従い会員の資格を喪失する。

2. 当該年度の 3 月末までに日本老年泌尿器科学会会則施行細則第 5 条第 1 項に示す退会の手続きが行われれば、未納の会費は免除するが、退会の手続きが当該年度の 4 月以降になった場合には、会費を納入した上で退会を認める。
3. 当該年度の 3 月末までに会費の納入がなく会員資格を喪失した会員が復会を希望した場合、当該年度の 12 月までに会費の納入があれば、会員資格を復活させる。この場合、会員資格を喪失していた期間の会員資格は復活させない。

第 4 条

当該年度の 12 月末までに会費の納入がなければ、退会の手続きがなくとも 12 月末日をもって退会とする。

2. 前項の規定によってその資格を喪失した会員が再入会を希望した場合、支払義務を履行しなかった期間の会費の納入を確認できる書類を添えて、再入会申込書を本会事務局に提出しなければならない。
3. 会則第 7 条第 2 項の規定にかかわらず、理事会が前項の再入会を承認しなかったときは、再入会申込書に添えて提出された支払義務を履行しなかった期間の会費は、これを返還する。

第 5 条

会則第 11 条の規定による休会の期間は 1 年又は 2 年とし、理由は次の各号のいずれかに該当していなければならない。

- 1) 留学
- 2) 出産及び育児並びに健康上の理由
- 3) その他理事会が正当と認めた理由

2. 会則施行細則第4条第2項の規定の通り、休会の開始時期は当該会計年度の終了後からとし（すなわち会費納入が行われた当該会計年度は原則として休会扱いとはならない）、休会期間中は選挙権や被選挙権を含む会員の資格は喪失するものとする。
3. 復会（休会の取り消し）を行う場合には、復会届に休会を取り消す当該会計年度の年会費の納入を確認できる書類を添えて本会事務局に提出しなければならない。
4. 復会に関して疑義のある場合には理事会で審議する。

第6条

この規則を改正する場合には、理事会の議決を経なければならない。ただし、会費年額の変更に關しては、理事会及び評議員会双方の議決を経なければならない。

附則

本規程は、日本老年泌尿器科学会 会則の改定日である 2022 年 6 月 10 日より施行する。